

部会及び委員会規程

昭和 27 年 7 月 18 日	決 定	平成 4 年 3 月 12 日	一部改正
昭和 29 年 3 月 28 日	一部改正	平成 5 年 5 月 25 日	同 上
昭和 37 年 3 月 28 日	全文改正	平成 7 年 3 月 7 日	同 上
昭和 38 年 3 月 13 日	一部改正	平成 9 年 3 月 7 日	同 上
昭和 40 年 3 月 13 日	同 上	平成 12 年 3 月 15 日	同 上
昭和 42 年 3 月 10 日	同 上	平成 13 年 3 月 6 日	同 上
昭和 45 年 7 月 3 日	同 上	平成 15 年 5 月 21 日	同 上
昭和 48 年 3 月 9 日	同 上	平成 16 年 5 月 21 日	同 上
昭和 51 年 3 月 24 日	同 上	平成 17 年 3 月 14 日	同 上
昭和 52 年 3 月 8 日	同 上	平成 18 年 3 月 17 日	同 上
昭和 55 年 3 月 26 日	同 上	平成 19 年 3 月 13 日	同 上
昭和 59 年 3 月 28 日	同 上	平成 19 年 5 月 29 日	同 上
昭和 60 年 3 月 20 日	同 上	平成 21 年 9 月 24 日	同 上
昭和 63 年 3 月 25 日	同 上	平成 22 年 3 月 12 日	同 上
平成元 年 5 月 25 日	同 上	平成 25 年 5 月 29 日	同 上
平成 2 年 3 月 13 日	同 上	平成 26 年 9 月 30 日	同 上
平成 2 年 5 月 25 日	同 上	平成 28 年 3 月 11 日	同 上
平成 3 年 3 月 8 日	同 上	平成 29 年 6 月 21 日	同 上

第 1 章 部 会

第 1 条 本会に次の部会を設ける。

1. 地域部会
2. 社会福祉施設部会
3. 社会福祉施設経営部会
4. 民生・児童委員部会
5. ボランティア部会

第 2 条 部会は、部会員の連絡を図るとともに、共通の問題につき研究協議その他必要な事項を行うことを目的とする。

第 3 条 本会の会員は、それぞれの該当部会の部会員となる。ただし、市町村社会福祉協議会は、地域部会の部会員とする。

- 2 公務員及び学識経験者は、関係の各部会に参加することができる。

第 4 条 部会に部会長 1 人、副部会長若干人、幹事若干人をおき、部会において選任し、その任期は 2 年(民生・児童委員部会は 3 年)とする。

第 5 条 部会は、会長の承認を得て分科会を設けることができる。

2 民生・児童委員部会の運営は、別に定める。

第6条 分科会に会長 1 人、副会長若干人及び幹事若干人をおき、分科会において選任し、その任期は部会の例による。

第2章 委員会

第7条 本会に次の委員会を設ける。

1. 顕彰審査委員会
2. 貸付審査等運営委員会
3. 北海道社会福祉総合基金運営委員会
4. 北海道ボランティア・市民活動センター運営委員会
5. 社会福祉研修所運営委員会
6. 北海道福祉人材センター運営委員会
7. 北海道介護実習・普及センター運営委員会
8. 資産評価委員会
9. 運営監視委員会
10. 北海道地域福祉生活支援センター契約締結審査会
11. 福祉サービス苦情解決委員会
12. 北海道福祉サービス運営適正化委員会
13. 北海道福祉サービス運営適正化委員会委員選考委員会
14. 北海道介護サービス情報公表センター運営委員会
15. 福祉サービス第三者評価決定委員会
16. 北海道長寿社会推進センター運営委員会
17. 北海道高齢者虐待防止推進委員会
18. その他会長において必要があると認めたもの

第8条 委員会は、当該問題につき調査研究、企画立案その他必要な事項を行うこと目的とする。

第9条 委員会は、会長が委嘱しその任期は2年とする。

第10条 委員会に委員長 1 人、副委員長 1 人ないし 2 人、幹事若干人をおき、委員会において選任する。

第11条 委員会は必要に応じ、小委員会を設けることができる。

第12条 委員等が会議に出席し、又は職務に従事したとき、会長が別に定める額を支給することができる。

附 則

この規程は、昭和 27 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 7 条 14 項並びに 15 項については、平成 12 年 10 月 1 日に遡って施行し、16 項については、平成 12 年 9 月 1 日に遡って施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 5 月 21 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 19 日から施行する。ただし、第 7 条の 20、21 は平成 19 年 4 月 1 日に遡って施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日に遡って施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日に遡って施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日に遡って施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。